

新市立病院の設計に対する意見及び検討結果

1. 整備に関する意見

| | 該当箇所 | 意見 | 検討結果 (新市立病院整備室) |
|---|------|--|---|
| 1 | 全体 | バリアフリー認定制度にかなうものにしてください。 | 関係法令に基づく設計とします。 |
| 2 | 全体 | 日本聴覚障害者建築協会[医療施設]の聴覚障害者対応チェックリストを確認してほしい。 | 確認の上、設計を進めます。 |
| 3 | 全体 | 聴覚障害者にも働きやすい職場環境ガイドブックの建築計画関連を確認してほしい。 | 確認の上、設計を進めます。 |
| 4 | 全体 | 今回の障害当事者へのヒアリングは、すでにパブリックコメントが終了し、さらに来月には建築コンペの結果が出る直前という時期に実施されました。この時期での意見聴取では、設計条件や評価基準に直接反映することが極めて困難であり、誠に遺憾に存じます。病院という公共性の高い建築においては、条例やガイドラインを遵守することは当然の前提である一方で、地域に暮らす障害者が日常的に直面している課題を、計画の初期段階から反映することが不可欠です。障害者は、健常者における怪我や病気など「普段の生活とは異なる状態」に日々接しており、その実感こそが設計に活かされるべき市民の知見であると考えます。 | 過去に実施したパブリックコメントは新市立病院整備基本構想の策定段階で行ったもので、設計に関するものではありません。 また、昨年7月に実施した入札は、設計事業者を決めるために設計提案を受領、評価したものであり、その提案により設計内容を確定するものではありません。 なお、昨年7月のヒアリングは、決定した事業者と今後設計を進めて行く上で少しでも反映できるよう、設計着手前に実施したものです。 |
| 5 | 全体 | 建築は機能によって形態が規定されるべきであり、近年の建築業界の流行や形式主義に流されるべきではありません。 かつてアドルフ・ロースが述べたように、『装飾は罪悪である』との思想は、医療施設においても依然として示唆的です。 新病院に求められるのは、意匠性ではなく、患者の安全・尊厳・利便性を最大限に保障するための機能性と普遍性です。 そのために、評価基準のあり方を改め、より本質的な観点からコンペを実施されることを強く要望します。 | 設計事業者を決める入札は、「患者や職員等の利用者にとって快適で安全、安心に利用できること」や「来院者にとってわかりやすい動線計画」などの評価基準に基づき、実施しました。 |
| 6 | 全体 | 箕面市民病院には精神科が設置されております。精神科に通院される方々にとって、プライバシーの保護と心理的安全性の確保は不可欠です。また、LGBTQをはじめとする性的マイノリティの方々に配慮した設計と運営も現代社会においては必須の条件です。 | 精神科の診察室は、運用状況を踏まえ、できる限り静かな環境となるエリアでの対応を検討しています。 また、ユニバーサルデザインにも配慮した計画とします。 |
| 7 | 全体 | 病院建築はしばしば「パノプティコン（全展望監視型システム）」的構造を内包しがちです。しかし今日の医療施設において求められるのは、患者を管理・監視する建築ではなく、患者と医療従事者が相互に信頼を築き、人間的な尊厳を守る空間です。ベンサム＝フォーコー的な監視のパラダイムを超える建築構造こそが、新病院には求められるべきだと考えます。 | 適切な医療提供や病院運用、来院者および入院患者の安全のためスタッフからの視認性に配慮した計画とします。 スタッフからの視認性は患者からの安心感にもつながるものと考えています。 |
| 8 | 全体 | 付き添いができる前提で設計を行ってほしい。病院側が懸念する感染リスクを払拭する対応（動線を分ける等）を検討してほしい。（厚生労働省資料の病院の対応事例等参照） | 病室は状況に応じ付き添いによる入院も可能な全室個室の計画となっています。 各室内にそれぞれ手洗いを用意する等、感染のリスクを低減する計画です。 |

| | 該当箇所 | 意見 | 検討結果 (新市立病院整備室) |
|----|--------------|---|--|
| 9 | 全体 | 国のバリアフリー法の順守はもとより大阪府福祉のまちづくり「条例ガイドライン」の整備方針（条例の基準だけでなく、望ましい整備）に沿った内容にしてください。 | 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインに基づき設計します。 なお、望ましい整備の項目については、本施設に必要と認められる場合は、可能な限り設計に反映します。 |
| 10 | 全体 (避難設備) | 非常ベルが聞こえない人に対し、光で危険を知らせ、安全に避難できるようにするため、火災報知器等に連動したフラッシュライトの各所設置を要望。「火災報知器が鳴っても気づかないまま取り残される不安があり、光で知らせてもらえれば命を守れる。」という当事者の声に応えられる。 | 避難時の非常誘導灯などは点滅（フラッシュライト）方式の機器を採用します。 |
| 11 | 全体 | 令和8年4月1日施行予定の大阪府福祉のまちづくり条例の一部改正を確認の上、設計して欲しい。 | 確認の上、設計を進めます。 |
| 12 | エレベーター | 緊急時に音声通話だけでは助けを求められない聴覚障害者が、安心して利用できる仕組みを整えるため、エレベーターに双方向で文字・映像通話ができる非常用ビデオ電話の設置を要望。「エレベーターが止まったとき、音声通話では助けを呼べない。文字や映像で通報できれば安心できる。」という当事者の声に応えられる。 | 双方向で文字・映像通話ができる非常用ビデオ電話の設置予定はありませんが、エレベーターのかご内に耳マークの聴覚ボタンの設置を検討します。非常時は、ボタンを押すと聴覚障害者の存在を外部に知らせることができ、スタッフが向かいます。 なお、かご内の液晶モニターには「係員が向かいます」などの文字が表示されます。 |
| 13 | 階段・エレベーター | 医療従事者用と一般患者用の移動動線を区別してください。 | 医療従事者用と一般患者用の動線は区別します。 |
| 14 | 階段 | 踏み面と段鼻の明度差（輝度差）を明瞭に大きくして、ロービジョン、高齢者が階段の利用にあたり支障がないようにしてください。 | 来院者が常に利用できる階段（立体駐車場）は、蹴上げ、踏み面、段鼻は見分けやすい色にするなどの工夫をします。 |
| 15 | 外来 | 重度の障がい者・強度行動障がい者がクールダウン出来る場所の待合室が必要です。（車で待って下さいと言われることがあります。） | 外来診療の際にクールダウンが必要となった場合は、空いている診察室をご利用いただきます。 |
| 16 | 外来 | 車いすごと入れる診察室（ドアが勝手にしまらない） | 診察室は車いすで入れる広さとします。診察室の扉は引き戸であり、新市立病院の設計条件においては、関係法令により自閉することが求められます。 必要に応じて出入りしやすいようスタッフが対応します。 |
| 17 | トイレ | 個室にトイレがない場合、付き添い者が廊下を移動する必要があり、病院側はリスクと嫌がる傾向がある。 | 病室は全室個室で、有料個室にはトイレがあります。トイレのない病室においても、廊下の移動距離を最小限とすべく分散型のトイレ配置とします。 なお、市立病院として付き添い者が病棟廊下を移動することはリスクと捉えています。 |
| 18 | トイレ | トイレは 左右両側から介助できる仕様好ましい。スペース的に困難な場合はそれぞれ左右にスペースがある多目的トイレを1フロア内に2タイプ設置してほしい。病棟においては自分の病室から遠く離れたトイレ利用を病院側が嫌がる場合が多い。 | 病棟には左右それぞれにスペースがある多目的トイレを複数箇所に分散して設置し、病室から近いトイレをご利用いただきます。 |

| | 該当箇所 | 意見 | 検討結果 (新市立病院整備室) |
|----|---------|--|--|
| 19 | トイレ | 病室の近いところにトイレを設置してほしい | トイレのない病室においても、廊下の移動距離を最小限とすべく分散型のトイレ配置とします。 |
| 20 | トイレ | 通常の診療科やERのスペースでもNo. 18と同様の設置が必要である。 | 外来フロアやERのスペースにおいても左右それぞれにスペースがある多目的トイレを設置します。 |
| 21 | トイレ | 多機能トイレに機能を詰め込みすぎると狭くなり使えなくなるため、機能別・分散配置が望ましい。 | 多目的トイレは機能別、分散配置をします。 |
| 22 | トイレ | 写真や情報を公開し、患者が事前に利用可能か確認できる仕組みを整えてほしい。 | 新市立病院のホームページに写真等を掲載し、公表する予定です。 |
| 23 | トイレ | 点滴台ごと入れるトイレ（広さの確保） | 多目的トイレは十分な広さ、高さを確保します。 |
| 24 | トイレ | ストレッチャーで入れるトイレ（外来） | 多目的トイレは十分な広さを確保します。 |
| 25 | 案内サイン | ピクトグラムは誰もが解るようにしてください。 | わかりやすいピクトグラムを使用するよう努めます。 |
| 26 | 案内サイン | 案内板に、バリアフリートイレがどこにあるか分かるようにしてください。 | 案内板に多目的トイレの位置を表示します。 |
| 27 | 案内サイン | 標識の文字等は、視認性の高いものを使用してください。 | 視認性の高いものを使用するよう努めます。 |
| 28 | 案内サイン | 行き先が分かりやすい表示を採用してください。 | わかりやすい表示を使用するよう努めます。 |
| 29 | 案内サイン | 職員の声かけに頼らず、聴覚障害者や高齢者が自分で目的地に移動できるようにするため、フロアマップやデジタルサインを整備し、現在地・目的地を明確に示すことを要望。「声での案内が聞き取れず、迷うことが多い。視覚的な案内があれば安心して移動できる。」という当事者の声に応えられる。 | フロアマップを適切な位置に設置します。 |
| 30 | 診察室・待合室 | 補聴器・人工内耳使用者が、音を明瞭に受け取れるようにし、診療内容を正しく理解できる環境を整えるため、診察室・待合室等にヒアリンググループの埋設を要望。「医師の説明が聞き取れず、不安がある。最初から聞き取れる環境があると安心して診察を受けられる。」という当事者の声に応えられる。 | 各診察室にヒアリンググループを埋設することは困難なため、個別に筆談や骨伝導補聴器の常備を検討します。 |
| 31 | 診察室・待合室 | 待合室で音声のみの呼び出しに気づけない聴覚障害者も安心して受診できるようにするため、診察呼び出しに光や振動を併用するシステムの導入を希望。「名前を呼ばれても気づけず、順番を飛ばされることがある。光や振動で知らせてもらえると安心できる。」という当事者の声に応えられる。 | モニターやデジタルサイネージにて番号を表示し、わかりやすく認識していただけるよう配慮します。 |
| 32 | 病棟 | 各個室内の設備の充実 | 全個室には洗面、加えて有料個室にはトイレ、シャワーを設置します。 また、院内WiFi環境も整備するなど、設備の充実を図ります。 |

| | 該当箇所 | 意見 | 検討結果 (新市立病院整備室) |
|----|------|---|--|
| 33 | 病棟 | 部屋番号が手で触れて（立体文字や点字）分かる、または、音声で分かるようにしてください。（トイレの帰路、部屋を探すことができないため） | 音声や触知で部屋番号を認識できる設備は計画していませんが、スタッフが対応しご案内します。 |
| 34 | 病棟 | トイレやシャワーを病室内に設けることが感染防止に有効ではないか。 | 有料個室は室内にトイレ、シャワーを設置します。感染対応用個室にもトイレを設置する計画です。 |
| 35 | 病棟 | 洗髪台（美容院にあるようなリクライニングできる椅子とセットになっているもの）の設置を1フロアに1台要望。神戸大学病院では設置されているが、介助の必要度が高い当事者にとっては入院中シャワーや入浴はとても困難な状況になる。移動式洗髪機の操作は非常に煩雑で手間がかかり、看護師さんからも敬遠される。また、十分洗い流すこともできない。 | 洗髪台は設置しませんが、車いす、ストレッチャーの利用に対応した介助浴室の設置を計画しています。 |
| 36 | 病棟 | 入院時に障害者が入浴できる設備を要望 | 車いす、ストレッチャーの利用に対応した介助浴室の設置を計画しています。 |
| 37 | 病棟 | 各病棟にコインランドリー設置してほしい | 指定管理者である医療法人協和会が運用する他の病院運用を参考に、各病棟にコインランドリーの設置はしませんが、誰もが利用しやすい4階にコインランドリーを設置する計画です。 |
| 38 | 駐車場 | 障害者用駐車場を玄関に近いところに多く整備してほしい | 建物出入口の近い場所に計7台程度整備する予定です。 |
| 39 | その他 | 院内にレストラン・カフェを希望します。 | レストラン・カフェを設置する予定はありませんが、コンビニエンスストア及びイートインスペースを計画しています。 |
| 40 | その他 | 食堂、コンビニ、理容、美容院をおいてほしい | コンビニエンスストア及びイートインスペースを計画しています。 新市立病院は全床急性期病床のため、現市立病院と比較して入院日数が短期となる運用のため、理容、美容院の設置は予定していません。 |

2. 運営に関する意見

| | 該当箇所 | 意見 | 検討結果 (新市立病院整備室) |
|---|------|---|--|
| 1 | 全体 | 障がい者を理解して、障がい者が安心して受診できる病院 | 障がい者理解を深める研修を実施するなど、障がい者への配慮は今後もこれまでと変わらず当然行っていくべきものと考えています。 |
| 2 | 全体 | 受診を断らない病院 | 医師の専門性や、他の緊急対応の状況、病床の状況等により受入れできない場合がありますが、障害の有無によって受け入れ可否の判断は変わりません。 また、国や大阪府が発出している医療機関・医療従事者向けのガイドライン等では「人的体制や設備体制が整っており、対応可能であるにも関わらず、障害があることを理由に診療等を拒否すること」は、不当な差別的取扱いであることが示されています。 市としては、これらの内容について継続的に周知を図ることを、市立病院と確認しています。 |
| 3 | 全体 | 緊急の対応ができる病院 | 急性期病院として基本的な緊急対応は可能ですが、医師の体制や専門性、病状によっては対応できない場合があります（例えば急性心筋梗塞や脳梗塞など緊急の処置を要する場合など）。その場合は、大阪大学医学部附属病院や国立循環器病センターなど高度医療を提供する病院と連携し対応します。 |
| 4 | 全体 | 大阪府発行の医療分野での合理的配慮の事例に合致されるようにしてください。 | 合理的配慮の事例に合致した運営を行います。 |
| 5 | 全体 | 研修に心のバリアフリー認定制度にかなうものを行ってください。 | 職員の研修は適切に実施していきます。 |
| 6 | 全体 | 障害者、高齢者が単独で通院しても、受付・移動・表示数字の読み上げ・決済・説明等と対応するようにしてください。 取り分け、セルフレジ、タッチパネル、移動に困難性があります。 | ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮の上整備しますが、お困りの際はスタッフが対応します。 |
| 7 | 全体 | 身体特性によっては個別性が高く、精緻な介助が必要で、介助方法の習得に一定の時間を要する。また体調悪化時は介助内容を短いセンテンスでしか伝えにくく(暗号化)、慣れている介助者でないとい意図する内容を理解し対応するのが困難となる。ナースコールも押せず、呼ぶこともできないため、介助者の付き添いが必要であるが、現場の病院ではまだ十分に認知・浸透していない。感染症(コロナ・インフル)流行期には付き添い拒否が起りやすく、現場医師は理解しても病院管理部門が認めないケースが多い。(実体験から)神戸大学病院では柔軟な対応(個室配置、バリアード設置、食器の使い分けなど)により支援付き入院が可能だった事例もある。 | 特別なコミュニケーション支援が必要な場合の介助者の付き添いについては、厚生労働省より、院内感染対策に留意しつつ受入れを検討するよう通知されています。 市が実施する「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」についても院内で周知を図っており、実際の利用にあたっては市の担当部局と市立病院とが連携して対応することを確認しています。 |
| 8 | 全体 | 職員が聴覚障害者を見つけやすく、安心して受付できる環境を整えるため、受付に聴覚障害者優先席や専用カウンターを設けてほしい。例として、ジャパンディスプレイ社の「レルクリア」などを想定。「受付で呼ばれても聞き取れず、不安になる。安心して待てる専用の場所がほしい。」という当事者の声に応えられる。 | 受付に聴覚障害者優先席や専用カウンターは設置しませんが、耳マークを設置の上スタッフが適切に対応します。 |